

# 自動販売機設置区画（支所・行政サービスセンター）の貸付に関する仕様書

## 1 自動販売機設置区画

### (1) 貸付区画

別紙1「自動販売機設置区画」及び別紙2「平面図（自動販売機設置区画）」のとおり

※ 別紙1に記載の勤務人数と販売数量は参考数値であり、今後の自動販売機の売上や稼働率を保証するものではない。

### (2) 貸付面積（1区画）

1.3 m<sup>2</sup>

※ 貸付面積は、自動販売機本体の設置面積を指し、空き容器回収ボックス設置面積、転倒防止用器具の設置並びに電気使用量を計測するための専用子メーターの設置のための面積を含まないものとする。

## 2 設置する自動販売機及び販売する商品の条件

### (1) 自動販売機の大きさ及びデザイン

ア 自動販売機は、貸付区画内に設置できる大きさのものとすること。

イ デザインは、公序良俗に反しないものとすること。

### (2) 自動販売機の安全対策

転倒防止、漏電防止その他の安全対策を講じたものとすること。

### (3) 販売することができる商品

販売することができる商品は、酒類を除く飲料及び菓子類とする。飲料は、缶・ペットボトルによる販売に限るものとする。

## 3 自動販売機等の運用管理

### (1) 自動販売機等の設置

ア 自動販売機の設置に際しては、佐渡市の指示に従うこと。

イ 自動販売機には、販売する商品の容器に応じた空き容器回収ボックスを併設すること。また、空き容器回収ボックスの設置に際しては、佐渡市の指示に従うこと。

### (2) 自動販売機の維持管理

ア 自動販売機設置事業者は、自動販売機の維持管理を行うとともに、故障時には即時対応すること。また、自動販売機に設置事業者名及び故障時の連絡先を明記すること。

イ 自動販売機設置事業者は、空き容器回収ボックス内の空き容器を適時に回収し、空き容器回収ボックスが満杯にならないようにすること。

(3) 自動販売機の撤去

契約が解除されたとき又は契約期間が満了したときは、自動販売機設置事業者は原状回復を行い、佐渡市の確認を受けること（ただし、引き続き同一区画の貸付契約を締結している場合を除く）。

(4) 費用負担

自動販売機、専用子メーター及び空き容器回収ボックスの設置、維持管理及び撤去に係る一切の費用は、自動販売機設置事業者が負担するものとする。

(5) その他

自動販売機、専用子メーター及び空き容器回収ボックスについて、設置、維持管理又は撤去を行うため庁舎に立入る場合は、庁舎管理者の指示に従うこと。

#### 4 貸付料及び電気料金

(1) 貸付料は佐渡市が発行する納付書により、当該年度分を佐渡市の指定する期日までに前納すること。貸付期間に1か月未満の日数がある場合は、日割り計算により貸付料を納めるものとする。

(2) 自動販売機の電気料金は貸付料に含めず、貸付料とは別に佐渡市が発行する納付書により、佐渡市が指定する期日までに支払うものとする。

ア 自動販売機設置事業者は、電気料金の算定のため、自動販売機の電気使用量を計測する専用子メーターを設置すること。

イ 電気料金は、自動販売機が設置された庁舎全体の電気使用量の単価に専用子メーターの表示する電気使用量を乗算し、算出するものとする。

#### 5 売上数量の報告

自動販売機設置事業者は、毎月10日（10日が閉庁日の場合は、翌開庁日）までに前月の売上数量を佐渡市が指定する方法で報告するものとする。

#### 6 調査協力義務

佐渡市は、売上数量、自動販売機設置状況その他必要な調査をすることができる。この場合において、自動販売機設置事業者は、これに協力しなければならない。その際、佐渡市は自動販売機設置事業者に必要な書類の提出を求めることができるものとする。